

## 事業評価分科会の設置及び運営に関する要領

制 定 令和6年5月1日 に創第112号(局長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要領は、横浜市創造界限形成推進委員会運営要綱(以下「要綱」という。)  
第7条第1項に基づき設置する事業評価分科会(以下「本分科会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (分科会の設置及び所掌事務)

第2条 要綱第3条各号に掲げる委員会の担当事務のうち、次に掲げる事項を処理するため、本分科会を置く。

- (1) 要綱第2条に定める対象拠点施設(以下「対象拠点」という。)で実施する事業の評価に関すること。
- (2) 対象拠点における事業運営団体の活動評価及び助言に関すること。
- (3) その他前各号に付随する事項に関すること。

### (分科会の委員)

第3条 分科会に属すべき委員(委員会の委員に限る。)は、委員会の委員長が指名する。

- 2 市長は、要綱第7条第2項に基づき、各分野における有識者、地元代表者等のうちから分科会に属すべき委員(委員会の委員を除く。)を委嘱するものとする。
- 3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長等)

第4条 分科会には、議長を置く。

- 2 議長は、分科会の会務を総理する。
- 3 議長は、委員会の委員長が指名する。

### (会議)

第5条 分科会の会議は、議長が招集する。ただし、委員改選後の最初の会議の招集は、委員会の委員長が行う。

- 2 議長は、分科会の会議の議事を進行する。
- 3 分科会は、分科会委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開催することができない。ただし、緊急の場合等で分科会の会議を開催することが困難であると議長が認めるときは、各委員に個別に意見を聞くことで分科会の会議に代えることができる。
- 4 分科会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 5 分科会は、必要に応じて会議に分科会委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(分科会委員の責務)

第6条 分科会委員は、公平、公正に事業の評価を行わなければならない。

(委員会への報告)

第7条 分科会において審議・決定した事項は、議長が委員会に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、議長が分科会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。